

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (福知山市大呂自然休養村センター)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	宿泊・キャンプ・グラウンドゴルフの利用者の相互連携がとれるよう、指定管理者はさらにイベント等を実施し、施設内で「人の循環」を創出し、利用者増加につなげるような動きをとる必要がある。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	△		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	同種のサービスを提供している民間事業者は市内外に多数存在しており、事業者のノウハウを活用した管理運営ができ、施設の安定性・継続性の確保が可能となる。 次期はさらにリピーター・新規顧客の確保のため、自主事業を展開し、収益の確保を図る必要がある。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者の有するノウハウの活用によりコスト削減が図れるとともに、直営に比べて費用対効果も高い。しかし、その一方、指定管理者制度では、条例による制限のため柔軟な運営が難しい。民間による自由な経営を実現するためには、施設の貸付等が想定されるが、条件等を整理する必要がある。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度での導入を可とする(公募) (委員コメント) ① 次期指定管理期間終了後の方向性を検討すること ② 具体的な目標設定を行うこと ③ 指定管理料の積算について積算根拠を整理すること ④ 所管課として施設のPR強化を図ること	○	(見直し等の場合時期について記載)	